

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、定期券等の特例払戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言が三重県に発出されたことに伴い、定期乗車券および回数乗車券について、特例の払戻しをいたします。内容は次のとおりです。

1. 通勤定期乗車券、通学定期乗車券

◎払戻し対象となる条件

- ①緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由
- ②緊急事態宣言期間（解除された日も含む）を有効期間に含む定期券

◎払戻し方

上記①および②の条件にすべて該当する場合、8月26日以降の最後に利用された日を最終使用日とみなし、弊社の規定により1か月単位での払戻しをいたします。なお、所定の手数料がかかります。

※最終利用日の翌日から有効期間満了日まで1か月以上の期間が無い場合や、1か月定期券で有効開始日から8日以上経過した定期券は払戻し額がございませんのでご了承ください。

※払戻しを受け付ける際、定期券のご利用状況などをお尋ねします。

◎取扱期間

三重県の緊急事態宣言解除日の翌月末まで

2. 回数乗車券

◎払戻し対象となる条件

- ①緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由
- ②8月26日以前に購入された回数乗車券（通塾用回数乗車券を含む）
- ③緊急事態宣言期間（解除された日も含む）を有効期間に含む回数乗車券（通塾用回数乗車券を含む）

◎払戻し方

上記①から③の条件にすべて該当する場合、8月26日を払戻し申出日とみなし、払戻しをいたします。なお、手数料はいただきません。

◎取扱期間

三重県の緊急事態宣言解除日の翌月末まで

伊賀鉄道株式会社